

## **新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自宅勤務に伴う 諸手当に関する留意点について（お知らせ）**

令和2年6月1日以降に新型コロナウイルス感染症拡大防止ための自宅勤務を行うこととなった場合の諸手当に関する留意点をまとめましたので、参考にしてください。（令和2年5月31日以前の自宅勤務に対する取扱いについては従前のとおりで変更ありません。）

### **1 通勤手当【5月31日以前の取扱いから変更なし】**

出張等（出張、休暇、欠勤その他の事由）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日については「出張等」（その他の事由）に含まれますので御留意ください。

#### **<返納額について>**

この場合の通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るもの）の返納については、通常、当該通勤しないこととなる月の前月の末日で定期券の払戻しをしたものとして得られる額を返納することになります。

### **2 夜間学級担当手当【5月31日以前の取扱いから変更あり】**

#### **<各級ごとの定額（月額で支給するもの）>**

月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上、出張等（出張、研修、勤務しなかった場合（週休日・休日も含む。））に該当する場合は支給できません。自宅勤務を行った日については、6月1日以降、出張ではなく、自宅での勤務となることから「出張等」には該当しないこととなります。

### **3 教育業務連絡指導手当（主任手当）【5月31日以前の取扱いから変更なし】**

教育業務連絡指導手当は、原則「所属する学校に登校しない日」については支給できません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日についても同様となります。